

物品売払公告

下記物品を一般競争入札により売払いたします。

記

1. 売払物件

品目	規格	数量	備考
鉄くず	H1	20.40500t	仁井田 1.83t、須崎 1t、室津 17.575t
鉄くず	H4	3.81300t	第二庁舎 0.003t、仁井田 3.14t、室津 0.67t
ステンレスくず	18-8	0.02830t	第二庁舎 0.0003t、室津 0.028t
アルミくず	込みガラ	0.07212t	須崎 0.00012t、室津 0.072t
アルミくず	機械鋳物	0.02754t	第二庁舎 0.02754t
銅くず	青銅鋳物	0.00092 t	第二庁舎 0.00092t
銅くず	並黄銅	0.00080 t	第二庁舎 0.00080t
合計		24.34768t	

2. 売払物品の引渡場所と数量

高知県高知市種崎 874(四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 第二庁舎) 0.03256t

高知県高知市仁井田 4680(四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 仁井田現場) 4.97t

高知県須崎市多ノ郷字船着乙 734 (四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 須崎港現場)
1.00012t

高知県室戸市浮津字河ノ淵 2747 番 4 (四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 室津港現場)
18.345t

3. 一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条に規定する者でないこと。

(2) 令和 04・05・06 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け(その他)」で A、B 又は C 等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、手続開始の申立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

①手続開始の決定を受けていること。

②手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか 1 箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(鮮明であれば写しでも可)

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類(鮮明であれば写しでも可)

ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)

詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（令和5年3月31日付官報）による。

(4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(5) 入札参加申込書の提出期限の日から開札の時までの期間に四国地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 入札者心得及び契約関係書類を示す場所

高知県高知市種崎 874

四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 総務課 電話(088)847-3598

5. 入札、開札の日時及び場所

(1) 入札日時：令和7年1月24日（金） 9時00分から

：令和7年1月27日（月） 14時00分まで

入札書提出場所：高知県高知市種崎 874

四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所

(2) 開札日時：令和7年1月28日（火） 14時00分

(3) 開札場所：四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 入札室

6. 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 入札保証金

免除

8. 契約保証金

免除

9. 契約書作成の要否及び代金の支払方法

契約書作成を要し、売払代金は当局発行の納入告知書により一括即納する。

10. 現地説明の日時及び場所

日時	場所
令和7年1月9日（木） 13時30分	事務所会議室で説明後、現地にて説明。 なお現地は、高知市種崎 874 及び高知市仁井田 4680 の予定です。

なお、参加希望者は四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所総務課に事前に申し出てください。

11. 入札参加申込先及び期限

申込先：四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 総務課

期 限：令和7年1月16日（木）16時00分

12. 売払古鉄等の引き渡し及び撤去

引き渡し売払代金完納を領収証書により確認後、直ちに受渡証書との引換をもって、引き渡し完了とする。

撤去引き渡しを受けた古鉄等は引き渡しを受けた日から 10 日以内に現地から撤去するものとする。

13. 入札書に関する件

あて先：分任契約担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長

件 名：鉄くず外 3 点売払

その他：落札決定にあたっては、消費税相当額を含んだ金額で行うので、入札書は消費税相当額を含んだ金額を入札書に記載すること。

なお、落札価格に含まれる消費税相当額は、落札金額に 110 分の 10 を乗じて求めるものとし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

以上公告する。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

分任契約担当官

四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長

野本 啓介